

エキスパート登録 **専門家から**の**ワンポイント
アドバイス**

プロフィール

中山正文税理士事務所 副所長
税理士 **中山 美香**

1996年2月に税理士登録しました。

職業柄、ショッピング中も「このお店の客単価がいくらで回転率は…」と考えてしまいます。気軽に相談できる税理士を目指しています。

特例事業承継税制について

中小企業の場合、オーナー（所有者）＝社長（経営の責任者）のイメージがありますが、本来は別のものです。例えば、オーナーが息子を次期社長にしたいと思えば、社長にできます。しかし、会社を後継者に引き継ぐということは「次の社長を誰にするか」だけではなく、「会社の所有を誰にするか」ということが重要です。

「会社を所有する」とは、「会社の株式を所有する」ことです。親子間で自社株を移転する方法として、親から子へ自社株を「売買する」「贈与する」「相続する」といった方法で移転することができます。しかし、引き継ごうとする会社の業績が良く、自社株の評価額が高額になっていた場合、多額の税金が必要になります。

そこで、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出することによる「特例事業承継税制」の利用です。

団塊の世代が現役を退いていく中、政府としても事業承継は喫緊の課題であるため、以前より納税猶予等の税制措置はありました（一般事業承継税制）。しかし、納税猶予の対象になる株式数に上限があったり、雇用の維持を求められたりと、利用するにはハードルが高いものでした。政府は、自社株の移転をスムーズに進めるため、10年間の特例措置として平成30年1月1日から平成39年12月31日までに、非上場株式を贈与又は相続した際に適用可能な納税猶予の制度を抜本的に拡充しました（特例事業承継税制）。この制度を有効に利用すれば、自社株を税負担なく後継者に移転することができます。

しかし、「特例事業承継税制」は納税猶予の制度です。納税免除ではありません。納税猶予を続けるためには都道府県庁や税務署への書類の提出、担保提供などの手続きがあります。5年間の事業継続の要件もあります。現在の株式所有者の年齢、自社株の評価額、自社株以外の相続税の対象となる財産の評価額、家族構成等、他の要素も考えて御社にあった自社株の移転の方法を選択して下さい。

2020年度の保険料率に反映されます！

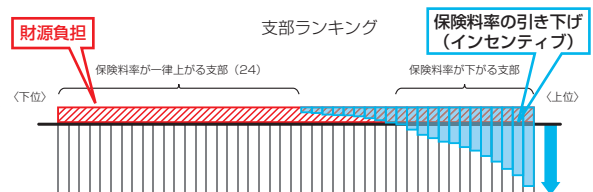
2018年度から新たに インセンティブ制度 が始まっています！

47支部ごとに次の5つの取組みを評価します。

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ 保健指導対象者減少率
- ④ 要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品使用割合

評価結果を各支部ごとの健康保険料率に反映させます

皆様の取組みで保険料率が変わります！

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ


【イメージ】取組みの評価上位23支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させます。

連絡先 087-811-0570